

応急仮設住宅浄化槽維持管理業務（その２）委託仕様書

1. 業 務 内 容 浄化槽の保守点検業務
 - (1) 保守点検の回数 浄化槽法第 10 条第 1 項及び環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条による回数。
(当該履行月は別紙記載のとおりとすること)
2. 業 務 実 施
 - ・ 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)、浄化槽法施行令(平成 13 年政令第 310 号)及び環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年省令第 17 号)に基づいて業務を実施すること。また、業務実施前にまちづくり推進課に連絡する。
 - ・ 機器の不具合等を発見した場合は、速やかに被災者生活再建支援課に連絡する。
3. 報 告 書
 - ・ 保守点検の実施毎に、職員の確認を受けたし尿浄化槽維持管理報告書と業務について作業状況が分かる写真を点検実施日より 7 日以内に提出すること。
4. 業 務 箇 所 別紙記載
5. 安 全 対 策
 - ・ 作業にあたっては、関係法令等を厳守し、安全に実施すること。
 - ・ 既存施設名等に損害を与えた場合は、原状回復をはかり、速やかに市に報告すること。
 - ・ 車両の搬入については、事故が発生しないように十分注意すること。